

9. 学校生活の心得

1. 総則

- (1) 健康かつ有意義な高校生活を送るとともに、生徒自らによる成長を促すため「生活の心得」を定める。

2. 表彰

- (1) 3年間の高校生活において、他の生徒の模範となる生徒を卒業式で表彰する。表彰は次の通りとする。

表彰名	表彰内容
最優秀生徒賞	3年間の高校生活全般(学習活動・部活動・生徒会活動等のすべて)の成果及び態度等において最も優秀と認められる生徒に対して授与する。
第3学年優秀生徒賞	第3学年の高校生活全般(学習活動・部活動・生徒会活動等のすべて)の成果及び態度等において優秀と認められる生徒に対して授与する。
皆勤賞	3年間の高校生活(すべての授業・HR・学校行事)において、無遅刻・無欠席の生徒に対して授与する。

- (2) 各学年(1・2年)において、他の生徒の模範となる生徒を3学期終業式で表彰する。表彰は次の通りとする。

表彰名	表彰内容
第1学年優秀生徒賞	第1・2学年の高校生活全般(学習活動・部活動・生徒会活動等のすべて)の成果及び態度等において優秀と認められる生徒に対して授与する。
第2学年優秀生徒賞	

- (3) 3年間の高校生活において、特に秀でた活動実績(極めて困難な資格取得・検定合格、全国規模以上の競技会等での入選・入賞等)を獲得した生徒を卒業式で特別に表彰する場合がある。

3. 心と体の健康

高校生活において基本的な生活習慣の確立とともに心身の健康の自己管理に努めること。

4. 生活全般

- (1) 社会に参画する一員として、国の法律及び自治体の条例等の法令や公共施設等の使用規則を遵守すること。なお生徒本人が違反行為をしていなくても、その場に同席しただけで違反行為とみなす場合がある。
- (2) 学校及び地域社会において、礼儀と節度を持って行動し、人として道徳心をもって他者と接すること。
- (3) より良い学校生活を送り学校安全を確保するため、本校教職員の指示に従うこと。

- (4) 始業から終業まで真摯に学業に取り組むこと。悪ふざけ等で授業の進行を妨げないこと。
- (5) 登校後下校まで校外への外出は禁止する。正当な理由があつて外出する場合、「外出届」を提出すること。
- (6) 学校内施設・備品等は大切に使用すること。故意また事故に関わらず破損の場合は弁済すること。
- (7) 生徒間で金銭や高価な物品の貸し借りはしないこと。
- (8) 休業日等学校生活時間を問わず事件・事故に遭遇した場合、開校時間中、速やかに学校まで報告すること。

5. 服装・身だしなみ

- (1) 学校生活や学校行事の服装(休業日の登下校時も含む)は、特に指示のない限り、下表の標準仕様の制服を着用すること。なお気候状況に応じてクールビズ期間を設定する。また下表以外の服装は「私服着用」とみなす。

標準仕様	<p>② ブレザー(指定品)およびカッターシャツ(指定品)を着用すること。</p> <p>②スラックス(指定品)またはスカート(指定品)を使用すること。</p> <p>③ネクタイ(指定品)またはリボン(指定品)を使用すること。</p> <p>④セーターまたはベストを着用してもよい。ただし、指定品とする。</p> <p>⑤寒冷期、防寒のためコート類・マフラー・手袋等を着用してよい。登下校時ののみの着用を基本とする。体調管理の観点から、校内においても防寒着の着用を認めるが、授業の妨げにならないようにする。</p> <p>防寒着を着用する場合は標準仕様の上に着用すること。</p> <p>スカートの下にジャージ等を履くこと禁止します。タイツ等で調整する。</p>
クールビズ期間	<p>○標準仕様とするが、クールビズの趣旨をふまえ、ブレザー・ネクタイまたはリボンを着用しなくてもよい。また、この期間についてはポロシャツ(指定品)の着用を認める。ただし学校行事等においては「標準仕様」の着用を指示する場合がある。</p>

- (2) ブレザー等の指定品の加工を認めない。スカートを「折り曲げる」「切り取る」等をしない。(スカートの裾は膝にかかる位置を標準とする。)
- (3) 本校は三足制(通学靴・上履き・体育館シューズ)とする。校舎内では上履き(指定品)を履くこと。また、上履きでアリーナ内に入らない。
- (4) 通学靴や通学鞄は、特に指定はしないが、いずれもシンプルかつ、華美でないものとする。なお、高級品は控える。
- (5) 通学靴は、革靴または運動靴とする。サンダル(草履やクロックス等)・ハイヒール等は認めない。
- (6) 通学鞄は、学校生活にふさわしいものとし、ナイロン製・革製スクールバッグ・ショルダーバッグ等とする。
- (7) 治療等の理由でやむを得ず指定外の服装・履物で通学しなければならない場合、「異装届」を提出すること。
- (8) 頭髪は、正当な理由がない限り、染色・脱色、加工、つけ毛等、特殊な髪形を禁止する。

- (9) 化粧やアクセサリー(ピアス・ネックレス・指輪・カラーコンタクト・つけまつ毛・つけ爪等)は、学校生活に必要のないものとして禁止する。

6. 通学【「12. 通学について」を参照のこと】

- (1) 通学は、徒歩、自転車、公共交通機関(電車・バス)とする。なおJR「稻荷駅」および京阪「龍谷大前深草駅」から本校までの通学路を指定する。
- (2) 自転車通学は許可制とする。「自転車通学許可願」を提出し許可を受けること。許可者には自転車通学許可ステッカーを発行するので後輪カバー等見やすい位置に貼ること。なお許可条件は次の通りとする。
- ①自宅から本校まで直線距離で1km以上であること。
 - ②駐輪場では、施錠すること。
 - ③レインコート(雨合羽)を購入すること。
 - ④自転車用ヘルメットを使用すること。
- (3) 自転車通学の許可条件を違反した場合、許可を取り消すこともある。
- (4) 生徒の下校時間は17時30分とする。なお教員監督下の補習や部活動等の完全下校時間は次の通りとする。
- ①平日は、20時00分とする。(完全下校とは時刻に校門の外に出た状態をいう。)
 - ②土・日は、開門7時以降、19時完全下校とする。ただし、終日顧問の管理下とする。
 - ③定期考查1週間前は、19時00分とする。
 - ④定期考查中は、15時00分とする。
- (5) 登下校は、防犯上、複数の生徒で通学することが望ましい。夜間に下校する場合、単身下校は避けること。
- (6) 自動二輪車または自動四輪車による送迎通学は、原則として禁止する。
- (7) 登下校時、事件・事故に遭遇した場合は、社会に参画する一員として所定の措置をとること。
- ①当事者の安全確保と周囲への救援要請(※交通事故の場合、現場から決して離れないこと)
 - ②警察に通報する【110】・救急に通報する。【119】
 - ③保護者に緊急連絡する。
 - ④学校に緊急連絡する。【075-646-1515】

7. 所持品

- (1) 危険物(刃物や引火物等)の持ち込みを禁止する。また、学校生活に不必要的物は持てこないこと。
- (2) 携帯型情報端末機器(携帯電話・スマートフォン)は、学校生活時間帯における私的利用は控え、マナーを遵守する。
- (3) 所持品には名前を書き込む等、個人の物品の管理に留意すること。
- (4) 所持品の、自己管理を徹底すること。財布等を身体から離さなければならない場合(体育・実習)には、貴重品ボックスを利用する等、適切な対応を心掛ける。
- (5) 学校に必要以上の現金を持ってこないこと。なお学校は所持品の遺失・紛失等に関する一切の責任を負わない。

8. アルバイト

- (1) アルバイトは原則として禁止する。
- (2) 家庭の経済事情によりアルバイトをしなければならない場合は、所定の手続きの上、許可を受けること。なおアルバイトの許可条件を違反した場合、許可を取り消す。

9. 運転免許証

- (1) 原動機付自転車・自動二輪車・自動四輪車の運転免許証の取得は認めない。なお、3年次、就職内定者は、冬季休業中から自動四輪車の運転免許証の取得を認める(取得後であっても卒業まで運転は認めない)。

「三ない運動」について

最近における交通事故の多発は見過ごすことのできない問題であり、現在大きな社会問題になっています。高校生も例外なくこの渦中に巻き込まれ、時には被害者となり、時には加害者となっています。

将来ある生徒の生命を尊重し、事故を防止することは学校の心からの願いです。

本校では、高校生は

車の免許を取らない 乗らない 乗せてもらわない

の「三ない運動」を推奨しています。

運転免許証の取得および運転は固く禁止されており、保護者の皆さまにおかれてもこの趣旨を十分ご理解、ご協力いただくと同時にご家庭においても一層ご指導くださるようお願いします。

附則

- (1) 本心得は、平成28年度入学生より適用する。
- (2) 「4. 生活全般」から「9. 運転免許証」について違反する行為が認められた場合、過ちを繰り返さない決意と確固たる反省を促すため、特別な指導措置をとる。なお重大な違反や著しく秩序を乱す行為等があった場合、京都市立高等学校の管理運営に関する規則による懲戒処分をとる場合がある【「11. 懲戒に関する規程」を参照のこと】。

